

各都道府県介護保険担当課 御中

# 介護保険最新情報

## 今回の内容

○「境界層該当者の取り扱いについて」の一部訂正及び参考例について

(合計 本紙含め 4 枚)

vol. 8 1

平成12年7月17日

厚生省介護保険制度実施推進本部

\* 管下市町村に速やかにFAX送信いただきますようよろしく  
お願いいたします。

事務連絡

平成12年7月17日

都道府県  
各 指定都市 生活保護担当課 殿  
中核市

厚生省社会・援護局保護課

「境界層該当者の取り扱いについて」の一部訂正及び参考例について

今般、平成12年7月14日社援保第44号厚生省社会・援護局保護課長通知「境界層該当者の取り扱いについて」の一部を下記の通り訂正することとしたので、丁知の上、その取り扱いに遺憾のないよう関係機関に周知を図られたい。

なお、別紙の通り参考例を示すので、境界層該当証明事務の具体的な運用に当たってはこれを参考にされたい。

記

(訂正部分)

記1 (1)

(議)

ウ その属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が指定介護福祉施設サービスを受ける日の属する月において要保護者である者であつて、当該指定施設サービス等に係る特定標準負担額（介護保険法施行法第13条第4項第2号に規定する特定標準負担額をいう。）が一日につき「五百円」又は「三百円」に減額されたとすれば、保護を必要としない状態となるもの

(正)

ウ その属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が指定介護福祉施設サービスを受ける日の属する月において要保護者である者であつて、当該指定施設サービス等に係る特定標準負担額（介護保険法施行法第13条第4項第2号に規定する特定標準負担額をいう。）が一日につき「五百円」又は「三百円（厚生省告示第64号に規定する300円未満の額にあつては、当該額）」に減額されたとすれば、保護を必要としない状態となるもの

(訂正部分)

記3.(2)

(誤)

(ウ) 標準負担額又は特定標準負担額の「500円」にその月の日数を乗じた額から標準負担額又は特定標準負担額の「300円」にその月の日数を乗じた額を減じて得た額

(訂正部分)

添付書類表(2)

(誤)

指定施設サービス等に係る標準負担額(介護保険法第48条第2項第2号に規定する標準負担額をいう。)又は特定標準負担額(介護保険法施行法第13条第4項第2号に規定する特定標準負担額をいう。)が1日につき「五百円」又は「三百円」に減額される。

(正)

(ウ) 標準負担額又は特定標準負担額の「500円」にその月の日数を乗じた額から標準負担額又は特定標準負担額の「300円(厚生省告示第64号に規定する300円未満の額にあつては、当該額)」にその月の日数を乗じた額を減じて得た額

(正)

指定施設サービス等に係る標準負担額(介護保険法第48条第2項第2号に規定する標準負担額をいう。)又は特定標準負担額(介護保険法施行法第13条第4項第2号に規定する特定標準負担額をいう。)が1日につき「五百円」又は「三百円(厚生省告示第64号に規定する300円未満の額にあつては、当該額)」に減額される。

## (参考)

(例)

・次の世帯が保護の申請を行った場合の福祉事務所の事務処理は以下のとおりとなる。

|   |   |                                   |
|---|---|-----------------------------------|
| 1 | 市町村民税世帯非課税者であって、指定施設サービス等を受けている者              |                                   |
| 2 | 現に適用されている基準額で算定した最低生活費から収入を控除して得た額は13200円とする。 |                                   |
| 3 | 現に適用されている基準額                                  |                                   |
| ① | 標準負担額又は特定標準負担額                                | 500円×30日=15000円                   |
| ② | 高額介護サービス費又はに係る自己負担上限額                         | 24600円                            |
|   | 高額居宅支援サービス費                                   |                                   |
| ③ | 保険料   | 3000円×3/4=2250円                   |
| 4 | 境界層措置により減額される額                                |                                   |
| ① | 標準負担額又は特定標準負担額                                | 300円×30日=9000円                    |
| ② | 高額介護サービス費又はに係る自己負担上限額                         | 15000円                            |
|   | 高額居宅支援サービス費                                   |                                   |
| ③ | 保険料   | 3000円×2/4=1500円                   |
| 5 | 境界層措置により減額可能な額                                |                                   |
| ① | 標準負担額又は特定標準負担額                                | 15000円(3の①) - 9000円(4の①) = 6000円  |
| ② | 高額介護サービス費又はに係る自己負担上限額                         |                                   |
|   | 高額居宅支援サービス費                                   | 24600円(3の②) - 15000円(4の②) = 9600円 |
| ③ | 保険料   | 2250円(3の③) - 1500円(4の③) = 750円    |
| ④ | 合計  | 16350円                            |

## 【事務処理】

- 標準負担額を9000円、高額介護サービス費の自己負担上限額を15000円及び保険料額を1500円として算定した最低生活費を用いて保護の要否判定を行う。
- 1の結果、保護否と判定されるが、これは最低生活費を超える収入額が、境界層措置により減額可能な額の合計(16350円)額を下回るため、境界層措置(13200円以上の減額)を行うことにより、保護を必要としなくなるものである。  
このため、福祉事務所長は、境界層該当証明書の(2)に、現に適用されている基準額を用いて算定した最低生活費から当該世帯の収入額を控除して得た額(13200円)を記載し、また、境界層該当証明書の添付書類の(1)については給付減額の記載等を受けていないことから空欄にし、(2)については6000円、(3)については9600円と記載し、(4)については(2)及び(3)により13200円以上の減額がなされることから空欄にして、本人に交付すること。